

広島市告示第159号  
令和元年8月2日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 フジグラン広島  
(2) 所在地 広島市中区宝町2番1

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社フジ  
代表取締役 山口 普  
愛媛県松山市宮西一丁目2番1号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

No.	位置	収容台数
1	地階駐車場	204台
2	立体駐車場4階	147台
3	立体駐車場5階	253台
4	立体駐車場6階	296台
	合計	900台

(変更後)

No.	位置	収容台数
1	地階駐車場	204台
2	立体駐車場4階	147台
3	立体駐車場5階	253台
4	立体駐車場6階	8台
	合計	612台

4 変更年月日

令和2年3月25日

5 届出年月日

令和元年7月24日

## 6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号  
広島市中区役所市民部区政調整課

## 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

### (1) 縦覧期間

令和元年8月2日から同年12月2日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び同年8月6日を除く。

### (2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

## 8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

## 9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和元年12月2日
- (2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課